

参 考 資 料

総務省自治税務局
平成24年4月25日

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会「中間取りまとめ」について

平成23年10月

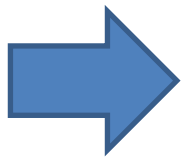
地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

【課題】

- 地方税制の大部分は国が決定し、議論が地方団体で十分に行われているとは言い難い。
- 国が一律に定める税制は地域の実情に即しておらず、適切な政策効果が発揮できていない場合も。

【具体的な内容】

- **従来、法律で一律に定めていた課税標準の特例措置等について、減額の程度（特例割合）・適用期間（特例期間）の具体的な内容を地方団体の条例に委任し、地方団体が自主的に決定できるようにする。**
- その場合には、「一定の特例割合（特例期間）」及び「特例割合（特例期間）の**上限・下限**」を設定する。



特例措置の内容を条例で決定することにより、地方団体は、これまで以上に地域の実情に応じた政策展開が可能に。

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 当面は現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進める。
- その上で、**消費税・地方消費税の税率引上げや共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化について、改めて判断する。**

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会について

1 趣旨

税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での諸課題について検討するため、研究会を開催する。

2 構成員

座長	碓井光明	(明治大学大学院法務研究科教授)
	青山彰久	(「読売新聞」編集委員)
	石井隆一	(富山県知事)
	井手英策	(慶應義塾大学経済学部経済学科准教授)
	植田和弘	(京都大学大学院経済学研究科教授)
	清原慶子	(東京都三鷹市長)
	櫻井敬子	(学習院大学法学部教授)
	佐藤英明	(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
	人羅格	(「毎日新聞」論説委員)
	牧原出	(東北大学大学院法学研究科教授)
	持田信樹	(東京大学大学院経済学研究科教授)
	横山彰	(中央大学総合政策学部教授)

3 開催実績

第1回研究会を平成23年6月29日に開催以降、全5回開催。

平成23年度税制改正大綱(抄)

〔平成22年12月16日 閣議決定〕

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していきます。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めます。

② 具体的取組み

以下の事項等について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施することとし、法制化が必要なものについては、平成24年度税制改正から実現を図ります。

イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

(イ) 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します。また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行います。

(ロ) 法定税の法定任意税化・法定外税化

税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。

(ハ) 制限税率の見直し

納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、見直しを検討します。

ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

(イ) 法定外税の新設・変更への関与の見直し

法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討します。

(ロ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進します。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上の論点等を含め検討します。

合理性が低下したと考えられる固定資産税・都市計画税の特例の見直し(案)その2

C 新築住宅特例<一般分・長期優良分>について(新築住宅に係る税額を、一定期間、1/2減額する措置)

(見直しの考え方)

所得税・住民税の住宅ローン控除等と同様に特例対象を自己居住用の新築住宅に限定してはどうか。
住宅をめぐる状況が地域によって様々であることから、「わがまち特例方式」を導入してはどうか。

※新築住宅特例は、都市計画税には適用無し。

【特例対象の限定イメージ】(初年度: - 平年度: 0.03兆円程度)

新築住宅特例の対象 ※()内は新築住宅に占める割合<推計値>	
現行	自己居住用住宅(約80%) 賃貸用の住宅・マンション等(約20%)

見直し案	自己居住用住宅(約80%)	対象外
------	---------------	-----

※()内は住宅着工統計に基づく推計値(床面積ベース)。自己居住用住宅は持家・分譲住宅の合計、賃貸用の住宅・マンション等は貸家・給与住宅の合計とした。

【わがまち特例の導入イメージ】

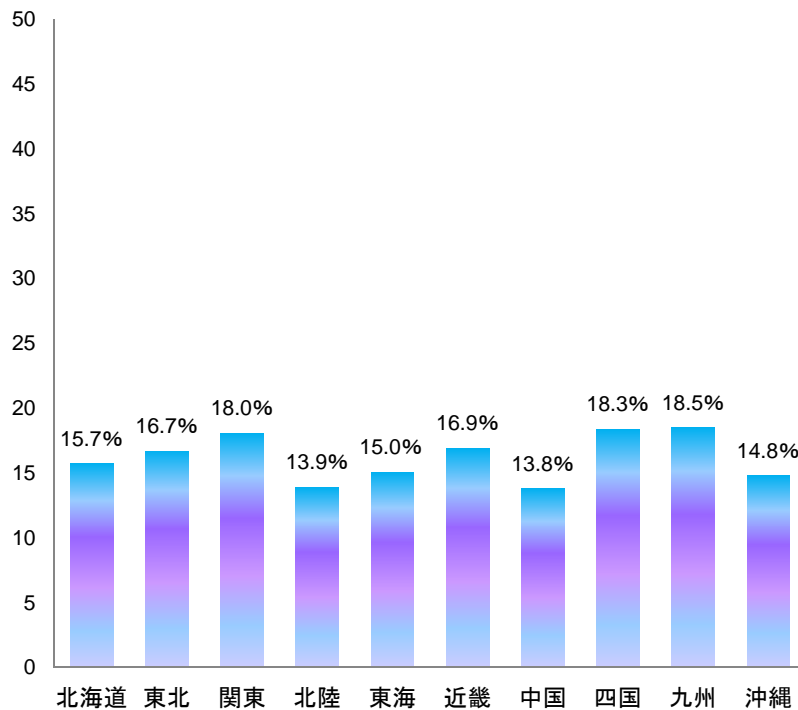
一般住宅の場合	
特例割合	1/2減額
特例期間	3年

特例期間・特例割合を条例委任(上限・下限あり)

- ・この措置は、約60年にわたり適用され、どの地域でも国民は1/2減額をまさに「本則」として認識。
- ・住宅の確保、住生活の安定、住宅の耐震化等は、全国的に取り組むべき課題。国税、予算措置等を含め、全国的な政策として国を挙げて支援している中で、本減額措置のみを地方の裁量に委ねるといふ性格のものではない。居住する市町村によって税負担に格差が生じるのは国民にとって不都合。

○住居費負担は全地域でほぼ同一の高い水準

【圏域別 住宅ローン負担率】

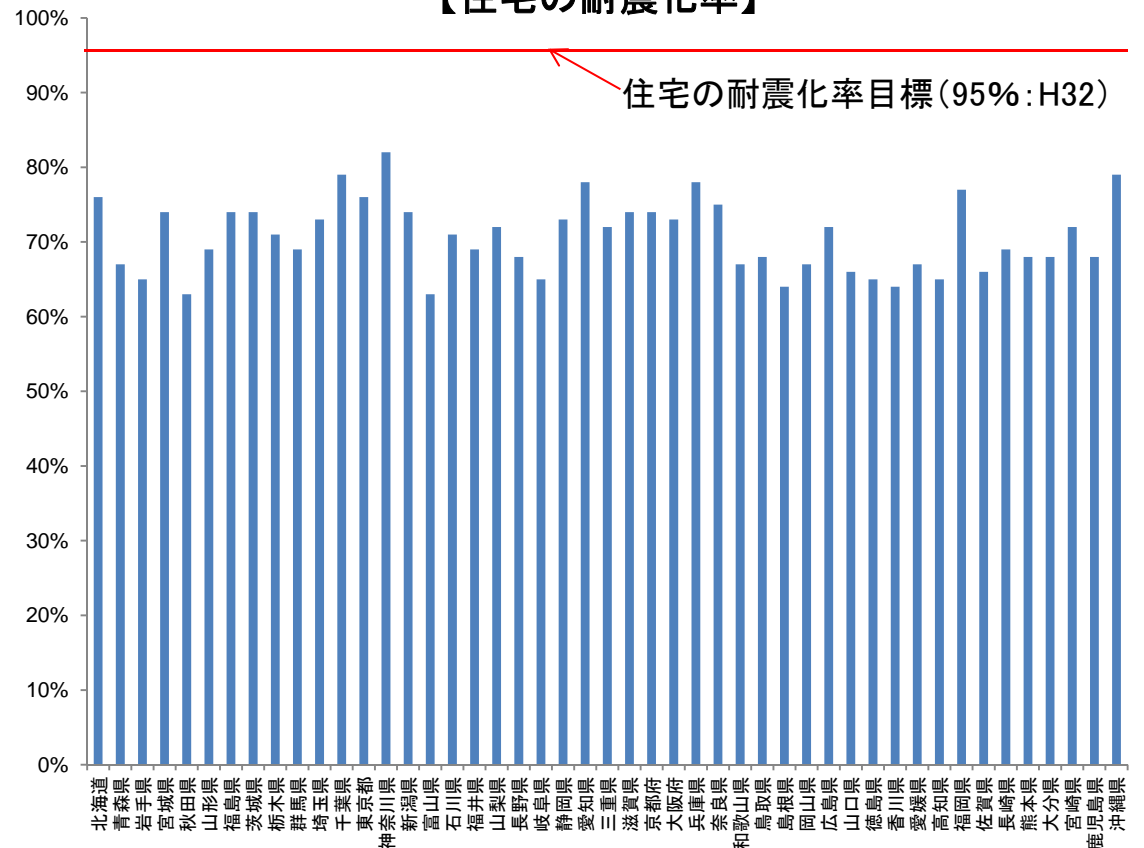


(資料) 2010年総務省家計調査より作成

(注) 住宅ローン負担率 = 土地家屋借金返済額 / 実収入
住宅ローン返済中の二人以上の勤労者世帯における、1ヶ月間の収入と支出より算出

○住宅の耐震化率は目標達成に向け全国的に底上げが必要

【住宅の耐震化率】



(資料) 各都道府県の耐震改修促進計画より国土交通省作成

平成24年度税制改正大綱(抄)

第3章 平成24年度税制改正

平成23年12月10日 閣議決定
平成23年12月24日 一部改正

8. 検討事項

[地方税]

(3) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成26年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討します。

第2章 平成24年度における主な取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していきます。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めます。

今後、引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施するものとします。

② 具体的取組み

イ 地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入

地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止し、地方税制について国が定める範囲を縮小していくとともに、特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み(「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」)を導入し、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにします。

平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにします。

□ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体の「執行の責任の拡大」や「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大を進めることが必要です。

当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う收受」等の取組みを進め、その上で、地方自治体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方自治体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断することとします。

第3章 平成24年度税制改正

2. 資産課税

(3) その他の租税特別措置等

[地方税]

(廃止・縮減等) 〈固定資産税・都市計画税〉

⑪ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年（ハにあっては3年）延長します。

ハ 下水道除害施設については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とします。

(イ) 大臣配分資産又は知事配分資産 4分の3

(ロ) その他の資産 4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

(延長・拡充等) 〈固定資産税・都市計画税〉

⑫ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とした上、その適用期限を3年延長します。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2

ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の概要

総務省

1 福島復興再生特別措置法案（仮称）の策定に伴う新たな支援策

- 避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を、平成25年度以後当分の間継続。
- 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則3年度分とし、平成25年度以後当分の間、各年度において新たに除外された区域についても適用。

2 住宅・土地税制

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長。（平成24年度～平成25年度）
- 不動産取得税の住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）及び宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長。（平成24年度～平成26年度）
- 固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを3年延長（平成24年度～平成26年度）。また、住宅用地特例（特例割合1/6等）も現行を継続。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止。

3 自動車税制

◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の再編等

- いわゆる「エコカー減税」について、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長。（平成24年度～平成26年度）
- 一定の先進安全自動車（ASV）及び一定のバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設。（平成24年度～平成26年度）

4 地方自治の確立に向けた地方税制度改革

- 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例））を導入。（固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにする。）

5 税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。(平成24年度～平成25年度)
- 鉄道駅のバリアフリー化に伴い設置されるホームドア及びエレベーターに係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設。(平成24年度～平成25年度)
- 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人(特例民法法人から移行した一定の法人)に係る固定資産税等の非課税措置を追加。
- JR三島会社(JR北海道、四国、九州)の事業用固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、並びにJR三島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を5年延長。(平成24年度～平成28年度)
- 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充し3年延長。(平成24年度～平成26年度)
- 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長。(平成24年度～平成25年度)

◎ 軽油引取税の特例措置

- 軽油引取税の課税免除の特例措置を原則3年延長。(平成24年度～平成26年度)

◎ 沖縄振興税制

- 沖縄振興特別措置法に基づく地域制度における事業所税の課税標準の特例措置の新設、拡充。(平成24年度～平成28年度)
- 沖縄電力(株)が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を3年延長。(平成24年度～平成26年度)

6 その他

◎ 国有資産等所在市町村交付金法の改正

- 国から新関西国際空港株式会社に出資される固定資産のうち固定資産税が課されるものについて、平成25年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外。

施行期日 平成24年4月1日

わがまち特例の導入例【固定資産税】

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

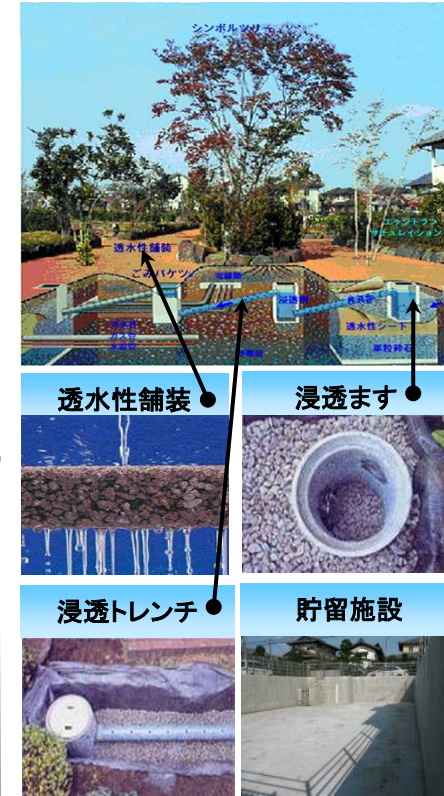
○特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる特例措置を3年延長。

特例対象	特例内容
雨水貯留浸透施設	課税標準の軽減率について、 <u>2/3</u> を参酌し、 <u>1/2</u> 以上 <u>5/6</u> 以下の範囲で条例で定める割合

※特定都市河川・・・都市部を流れる河川のうち、国土交通大臣、都道府県知事が流域の区域を含む市町村長等の意見を聴取し、区間・流域を指定。

(適用見込件数(対象工事数):496件、減収見込額:0.3億円(参酌基準とした場合の推計))

雨水貯留浸透施設具体例



下水道除害施設に係る課税標準の特例措置

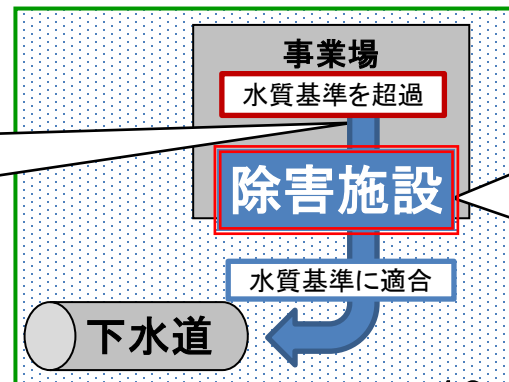
○公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる特例措置を3年延長。

特例対象	特例内容
下水道除害施設	課税標準の軽減率について、 <u>3/4</u> を参酌し、 <u>2/3</u> 以上 <u>5/6</u> 以下の範囲で条例で定める割合

除害施設と水質保全の仕組み

除害施設が必要な排水

- ・高温排水(45℃以上)
- ・強酸・強アルカリ排水
- ・水質汚濁防止法等の水質基準に不適合等



市町村が、設置を条例で義務づけ

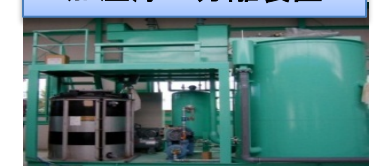
(例)

pH調整槽



→酸性又はアルカリ性の排水を中性化

加圧浮上分離装置



→油脂や浮遊物質を除去

(適用見込件数(新規設置件数):3,436件、減収見込額:5.65億円(参酌基準とした場合の推計))

わがまち特例についての主な国会質疑①

平成24年3月6日 衆・総務委員会

○西委員

これ一つの意見なんですが、政府の24年度の税制改正大綱によると地方税制度について、自主的な判断、それから執行の責任を拡大する。そして抜本的に改革をしていくという基本的な考え方が示されております。それならば、例えば、見直しをしている税負担軽減措置をわがまち特例の対象に加える。こういうようなこともあるんじゃないか。つまり地方自治体の裁量に任せる。こういうふうに思い切ってやる。もちろん地方自治体の財政とそれを支える総務省の予算との関係で非常に微妙なバランスの上に成り立っているということは、先ほど副大臣の答弁でもおおよそ推測はつくわけですが、やはり地方に自主性、自主的な判断、それから責任がある財政執行ということを考えるならば、こういうことも考えの一つに入るのではないのか。こういうふうに思っておりますが大臣の御所見はいかがでしょう。

○川端国務大臣

税制上の特例措置も大きく分けると、その特例措置をやるのについて国が全国一律でそういう特例をやるっていう性格のものと、一定の幅で地方の自治体には判断の余地を一定程度残して設けることができるものと、2種類に分けられるんだと思います。

そういう意味で、わがまち特例の対象とする特例措置を定めるに当たっては、特例措置自体が、全国一律にやるものなのか、あるいは一定の裁量の幅を地方に渡していいのかっていうのを判断する、どちらに置くのかということ判断する必要があるまして、この判断自体は全国一律かどうかという判断しか、国においてせざるを得ないというのが妥当だろうというふうに今は思っておりますので、国の政策要請として、これはどうしてもやりたいということでの特例もあれば、一定の裁量の幅があってもいいなという判断自身は地方ではなくて国だというふうに思っておりますので、国においてこの状況判断、選択することは、国において行われることは適当であろうというふうに考えております。

従いまして、どの特例措置をわがまち特例にするかにおいては、国が規定する地方税法において定める必要がありますから、地方税法において、地方において自由にしているというわけにはちょっといかないという今状況だというふうにはご理解いただきたいと思いますが、しかし方向としては、方向というか精神として、出来るだけ自主的に責任をもって自主性を拡大するという観点から、さらにこのわがまち特例の対象を拡大したい。

先ほど福田政務官から申し上げましたけれども、一定の幅を持てる部分であると同時に、今回は期限切れがくる特例措置に関して見直しを行ったという点でも限定をされております。そういう意味でも2件であったということではありますが、これからはさらに一層地域の実情に応じたこういう制度が生かされるように我々としても取り組んでまいりたいと思います。

○西委員

先ほども話をしましたが、やはり地方はもちろん自由度が増すと同時にそれぞれの自治体、特に首長さんの責任というものも当然重くなっていくわけです。そういう中でその地方地方に特徴的な税収のあり方、また予算執行のあり方、これをやはり進めていくということがこれからの時代に必要なことではないかというふうに思います。必ずしも財政がこれから、地方財政も甘い状況ではない中でいかに工夫していくかということにお互いが、国も努力する、同時に地方も努力する。このことなくしてこの財政を解決する道はないんじゃないかというふうに、気がしますのでやはり是非とも思い切った地方の活性化のために頑張ってください、このように思うところです。

わがまち特例についての主な国会質疑②

平成24年3月27日 参・総務委員会

○木庭委員

川端大臣ですが、衆議員総務委員会ですか、3月6日でございます。「一定の幅を持てる部分であると同時に、今回は期限切れが来る特例措置に関して見直しを行ったという部分でも対象は限定をされております」と答弁している。ただ、積極的にやるのであれば、期限切れだけを検討するのではなく、全てを洗い出して適用可能かどうかを検討する方法もあるんじゃないかと思うんですが、この点について、大臣から御意見をお伺いしたい。その際、地方側の意見を積極的に取り入れながら進めていく必要があるのではないかとも考えるのですが、この点について、ご答弁をいただきます。

○川端国務大臣

趣旨として、将来的にこれが原則になるようにやっていきたいという議論は私どものなかでやっていきましたが、それが、税調において、政府全体としてはそういう趣旨を踏まえて、スタートしてみようということになったということで、2件しかなかったということですが、我々としてもより拡大してやっていきたいという想いは一緒でございます。

期限が来るものは当然、見直すことが自動的に迫られますから、これは必ずやるということ、その中で、これがわがまち特例に対象にならないかということは積極的に取り組んでいきたい。それと同時に地方団体のご意見もこれは十分に伺いながら、そういう可能性があるものに関しては、しっかりと取り組むように展開をしまいたいと思います。

○木庭委員

「わがまち特例」について、法律で定める一定の範囲内において条例で課税標準を定めるスキームとなっている。まあ、「執行の責任」という点から捉らえていった場合ですね、地方の裁量を広げるとするならば、法律で範囲を定めるというよりは、地方の判断に全て委ねるという方法も一つ採りようがあるような気がするんですが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

○川端国務大臣

この対象となる特例措置については、国の政策要請の強さとか、全国状況等を踏まえて、国が判断するものでありますけれども、地域の実情に応じて地方自治体の判断による余地を一定程度設けることがふさわしい特例措置というものの考え方でありまして。そういう意味では、国として、一定の政策目的を達成するために講じるもので有る以上、その効果を発揮させるために、条例に委任する範囲については、一定の範囲を定めて、全て好きにしていというまでは、国の税制というもので、地方に裁量権を大幅に渡すという趣旨ではあるんだけど、全てという訳にはいかないのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、地方の自主性、自立性を拡大する観点からは、わがまち特例の対象を税制改正の際にさらに拡大するように努めて、そして同時に地方自治体がいつそう地域の実情に対応した政策が展開できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○木庭委員

その辺は、是非、色んな検討をしていただきたい。

平成24年2月17日
閣議決定

第2部 税制抜本改革

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

(1) 消費税

消費税率(国・地方)は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げを行う。

消費税(国・地方)の税率構造については、食料品等に対し軽減税率を適用した場合、高額所得者ほど負担軽減額が大きくなること、課税ベースが大きく侵食されること、事業者の負担が増すこと等を踏まえ、今回の改革においては単一税率を維持することとする。

消費税込(国分)は法律上は全額社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用)に充てることを明確にし社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。消費税込(地方分(現行分の地方消費税を除く。))については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する(消費税込の社会保障財源化)。その上で、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環として、低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置等、きめ細かな機能強化策を着実に実施する。

所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。

(中略)

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収(国・地方)については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条)に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

5. 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

1. 消費課税

(1) 消費税

① 税収の使途

消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日から適用する。

(注2) 消費税収(国分)の使途については、予算等において明確化することとし、その具体的な方法については引き続き検討を行う。

② 税率の引上げ

消費税の税率を次のとおり引き上げる。

イ 平成26年4月1日 6.3%(地方消費税と合せて8%)

ロ 平成27年10月1日 7.8%(地方消費税と合せて10%)

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日(ロについては平成27年10月1日)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

(注2) 法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

(注3) 消費税に係る地方交付税率(現行29.5%(消費税率換算1.18%))については、平成26年度から22.3%(消費税率換算1.40%)、平成27年度から20.8%(消費税率換算1.47%)、平成28年度から19.5%(消費税率換算1.52%)とする。

(2) 地方消費税

① 地方消費税収の使途

地方消費税収(現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確化する(社会保障財源化)。

(注)具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

② 地方消費税の税率等

イ 平成26年 4月1日 1.7%(消費税と合せて8%)

ロ 平成27年10月1日 2.2%(消費税と合せて10%)

(注1)上記税率は消費税率に換算したものであり、法律上の税率は、イにおいて「消費税額の63分の17」、ロにおいて「消費税額の78分の22」となる。

(注2)上記の改正は、平成26年4月1日(ロについては平成27年10月1日)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

(注3)第4章1.(1)②(注2)と同じ規定を設ける。

(注4)引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の1:1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

③ 検討事項

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要

1 地方税法の一部改正 (第1条・第2条)

- (1) 地方消費税の税率の引上げ
地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算 (参考)	消費税と合わせた税率 (参考)
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

(2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化

引上げ分の地方消費税 (市町村交付金を含む。) については、消費税法第1条第2項に規定する経費 ※ その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

※ 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおりに社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する ※。

※ 現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 (人口：従業者数=1：1により按分) は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正 (第3条～第5条)

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算 (参考)
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

(1) 地方消費税率の引上げに当たったるの措置 (附則第 19 条)

- ・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で 3%程度かつ実質の経済成長率で 2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たったるの経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第 1 条及び第 2 条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれ施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」の概要

1. 趣旨 (第 1 条)

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することと一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び相続特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

2. 消費税法の一部改正

(1) 平成 26 年 4 月 1 日施行 (第 2 条)

○消費税率を 4%から 6.3%に引上げ(地方消費税 1.7%と合わせて 8%)。

○消費税の用途の明確化

(消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする)

○課税の適正化 (事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し)

(2) 平成 27 年 10 月 1 日施行 (第 3 条)

○消費税率を 6.3%から 7.8%に引上げ(地方消費税 2.2%と合わせて 10%)

3. 所得税法の一部改正 (第 4 条)

○所得税の最高税率の引上げ (課税所得 5,000 万円超について 45%)

(注) 平成 27 年分以後の所得税について適用

4. 相続税法の一部改正 (第 5 条)

○相続税の基礎控除の引下げ (「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」
⇒ 「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」)

○相続税の税率構造の見直し（最高税率を50%⇒55%に引上げ）

○相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ（65歳⇒60歳）

（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用

5. 租税特別措置法の一部改正（第6条）

○直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

○相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大（20歳以上の孫を追加）

（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

6. 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第7条）

第2条から第6条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第104条第1項及び第3項に基づく平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。（基本的な方向性については別紙参照）

7. 附則

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第18条）

・ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度かつ実質の経済成長率が2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

・ この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれ施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について (第7条関係)

- 1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。
 - ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
 - ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。
 - ニ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。
 - (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
 - (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
 - (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
 - (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
 - (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。
 - ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ハ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

ト 住宅の取得については、取引価額が高額であることから、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目的に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ヌ 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ル 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ロ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

ヲ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。
- ロ 扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。
- ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。
- ニ 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。
- ホ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。
- ヘ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。
- ト 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - （1）税率構造については、公益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - （2）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - （3）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。
- 3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

- 4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第5条の規定の施行に併せて見直しを行う。
 - ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。
- 5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
 - ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。
- 6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。
- 7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。
- 8 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。